

第3回社会養護検討部会報告

○社会養護検討部会のまとめ方～虐待の視点から～…………… P.1

○任意記載事項

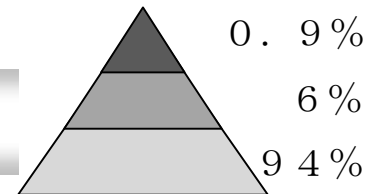
(1) 児童虐待防止対策の充実…………… P.3

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進…………… P.5

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために
必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項…………… P.7

○社会養護検討部会での意見…………… 別紙

虐待防止の視点からの子育て支援について



1. 虐待防止の視点

第1回社会養護検討部会において、子育ての状態を①すこやか親子層、②ハイリスク層、③虐待層の3層に分類して必要な支援を検討することとした。また、第2回部会においては、各層の特徴と、子ども・子育て事業が果たす役割を確認した。

子どもが健やかに成長し、自立した大人になるためには、「虐待のない子育て」が必須であることから、虐待防止の視点から、子育てに必要な支援等を考える。

2. 虐待防止の視点からの段階別対応

※要保護児童対策地域協議会では、各段階において情報の収集や具体的な支援内容・役割分担の検討を行っている。

1. 発生予防

- ・ 啓発活動（街頭活動、広報、研修会の開催 ほか）
- ・ 妊娠期では、母子健康手帳発行時の相談対応等により、虐待につながる恐れのある妊婦や養育上の困難や、産後に児童相談的対応の必要性が想定される妊婦を把握。
- ・ 特定妊婦（ハイリスク妊婦）の継続支援
- ・ あかちゃんのお世話教室（妊娠期のパパママを対象）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業等により、母子の健康、虐待リスク等の把握と社会からの孤立防止。
- ・ その他の母子保健事業。人や地域（自治会、子ども会、子育てサロン等）とのつながりを醸成し、支援情報の提供と適切な支援を行う。（孤立化防止）
- ・ 学校（保育園・幼稚園・児童クラブ等）での見守り
- ・ 教職員（保育士・幼稚園職員、児童クラブ職員等）の資質向上のための研修
- ・ その他の支援者の専門性向上のための研修

2. 早期発見

- ・ 関係者の連携による情報収集
- ・ 母子保健事業（訪問・相談・乳幼児健診等）による早期発見（早期対応）
- ・ 4か月児健診での把握・早期発見・事後フォロー、未受診児の追跡・状況把握
- ・ 乳幼児相談
- ・ その他の母子保健事業（1歳6か月児・3歳児健診、健診未受診児や予防接種未接種者の追跡・就学前児童の追跡、発達クリニック・発達支援教室（にこにこ教室、あそびの教室）、親支援グループミーティング（にこっとティータイム）
- ・ 学校等児の所属機関による見守りと報告（通報）
- ・ DVに関する相談で、子どもへの直接の暴力の有無と間接的影響の確認。及び子育て支援課との連携。

3. 早期対応

- ・ 虐待もしくは虐待を疑われるケースでの、要対協や児童相談所等の関係機関の連携による児童生徒の保護や家庭支援
- ・ 継続支援が必要と思われる気になる親支援のための事業の情報提供と、支援の実施
- ・ DV相談者に、子どもの面前での配偶者へのDVが児童の虐待につながる関係性を説明するとともに、暴力の頻度や緊急性により関係機関に情報提供
- ・ 家庭の問題から不登校や問題行動などに陥っている場合には、家庭、学校、地域の関係機関をつないで問題解決を支援する専門家等（スクールソーシャルワーカーや児童家庭支援相談員など）を幼稚園や保育所、小中学校に派遣し、関係機関と連携
- ・ 学校だけで支援困難な家庭（ネグレクト、養育力不足などによる引きこもり、非行等の学校問題）について、具体的な支援内容や役割分担を検討するため、関係機関（学校、市教育委員会、児童相談所、子育て支援課等）が集まって、家庭支援会議（仮称）を開催する。

4. 継続支援

- ・ 定期的な対象者ごとの支援内容等の確認（進行管理）と支援の実施
- ・ 虐待のリスクを抱えている児童生徒については学校で見守りを継続するとともに、関係機関との連携により状況を常に確認し再発防止につなげる。
- ・ 所属機関のない若者について、子ども・若者支援センター等他機関による相談事業

5. 再発防止

- ・ 保健師、ケースワーカー、民生児童委員等による継続支援、見守り
- ・ ケース支援会議において関係機関との情報交換・情報共有、役割分担
- ・ 定期的な進行管理

6. 連鎖予防

- ・ 基本的な生活習慣の確立のための健康教育（性教育、生活習慣 ほか）
- ・ 自尊心高めることへの支援（信頼できる大人との出会い）
- ・ 貧困対策（生活保護家庭、ひとり親の自立支援他）

7. 体制の整備

- ・ 継続支援ができるための要対協及び関係機関のマンパワーの充実
- ・ 支援者のスキルアップ
- ・ 関係機関とのネットワークン充実

～子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携～
(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状・背景】

- ・家庭をめぐる課題の深刻化（経済的困窮、養育力不足、親または子どもの疾病・障がい、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV））
- ・児童虐待相談件数の増加

【課題】

- ・児童虐待に関する市民の知識・理解を広め、虐待予防の啓発を実施
- ・早期発見・早期対応
- ・支援者のスキルアップと支援者への支援
- ・関係機関間での必要な情報交換や支援に関する協議

【目指す姿】

- ・関係機関の連携で、虐待の予防と早期発見・早期対応につながっている
- ・必要な支援の提供ができる

【対応】

1. 予防啓発活動

1) 広報いずもにおける啓発記事掲載

- ①「えがおになあれ」連載（通年）毎月広報いずもに掲載
 - ・児童虐待予防の広報活動として、児童福祉の立場から子育て家庭へのメッセージ
 - ・要対協構成団体が分担して原稿作成。
- ②児童虐待防止推進月間の特集記事掲載（11月）
 - ・広報いずも11月号に、児童虐待防止推進月間の特集記事を掲載。

2) 児童虐待防止推進月間の取り組み（11月）

①街頭での啓発活動

- ・児童虐待防止法が施行された11月が「児童虐待防止推進月間」に定められている。児童虐待問題に対し、社会全般の関心と理解を深めるため、出雲市要保護児童対策地域協議会として、チラシ配布、のぼり・パネル設置等の啓発・広報活動を行う。

②「家族の日」の呼びかけ

- ・生命の大切さや、子育てを支える家族や地域の大切さ等についての理解促進を目的として、毎年11月第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」とされている。
- ・「家族の日」の周知だけでなく、「家庭内でのコミュニケーション（あいさつ、一緒に食事や家事など）」の促進を図る。

2. 研修活動

1) 島根県立大学との共同企画研修

- ・児童虐待の早期発見や適切な支援を行うために、関係機関の担当者のスキルアップやネットワーク強化のための研修会を開催。(3回シリーズ)

2) 児童相談対応スキルアップのための研修企画及び出席

- ・実務者会議等における重症事例検証及び事例検討の実施
- ・他機関等の企画の研修に出席

3. 児童相談体制の充実・強化に向けた取組み

1) 児童相談体制の充実

- ①児童相談アドバイザー3名を支援者に対するスーパーバイザーとして継続して配置。
- ②要対協事務局マンパワーの充実と今後の体制の検討
 - ・児童相談ケース対応専門員の継続配置。
 - ・事務職員の配置(会議開催事務、統計資料作成 他)
 - ・子ども家庭支援相談員(3名:臨床心理士)、母子自立支援員(4名)との連携。

2) 子ども情報定期連絡の継続実施

- ・学校や児童クラブに所属している要保護児童の情報を、所属機関・児童相談所・市で共有し支援に活かす。

3) 「出雲市児童相談対応ハンドブック」の活用・見直し

- ・児童相談の支援者等において活用するとともに、児童相談体制の見直しにあわせてハンドブックも見直しも行う。

4. 協議会の各種会議

- ・代表者会議において、要保護児童等の状況や各団体の取り組み状況を共有し、支援に関する連携の在り方など協議会全体の活動について協議する。
- ・実務者会議において、具体的な取り組み内容を検討する。また、児童虐待認定ケースの進行管理を行う。
- ・個別ケース検討会議において、個別ケースに直接かかわる担当者により具体的な支援内容や役割分担について随時開催して検討する。

5. ケース記録や進行管理台帳の電子システム化

構成員における情報共有、事実確認、情報収集を迅速・適切に行う。

【事業を実施する上での課題】

- ・限られた人員体制のため、マンパワーが不足
- ・地域が子供を見守る意識の一層の波及
- ・より効果的な情報発信や啓発活動

～子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携～
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

【現状・背景】

ひとり親家庭においては経済面・生活面の生活全般にわたる相談がある。母子家庭においては、経済的支援や生活援護などの経済的な相談が多い。また、父子家庭では家事・子育てなどの生活面で困難さを抱えている。

母子・父子世帯の生活保護受給の割合が増加している。

【課題】

特に小さい子どもがいる場合は就労が限られ、就労状況も安定せず、収入も少ないという傾向がある。

母子・父子世帯への適切な支援。

【目指す姿】

ひとり親家庭が、安心して生活し、就業と子育ての両立ができ、経済面や生活面で安定した生活がおくれる。

【対応】

1. 子育てや生活の支援の充実

1) 日常生活の支援の推進

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や病気等で一時的に家事・育児等の生活援助、保育サービスが必要な場合や、生活環境の変化により日常生活を営むことに支障が生じている場合に、支援を行う「家庭生活支援員」の派遣について、登録業務・相談・調整等を行い、生活の安定を図る。

2) ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭の親もしくは養育者とそのものに養育されている児童について、医療費の自己負担に相当する額の助成を行う。

3) 経済的な支援

母子・寡婦福祉資金（県事業）として、ひとり親家庭の子どもの修学に必要な資金、ひとり親家庭の親が就労するため必要となる知識・技能を習得するのに必要な資金など、生活の安定に資する資金について、相談や申請受付などを行い、経済的自立の助長、生活の安定に資する支援を行っている。

年間約 150 件の申請を受付け、約 80%が子どもの修学に係る資金の申請となっていることから、需要は高く、子どもの健全な修学にあたり、重要な役割を果たしている。

4) DV被害者の相談対応

DV等のための女性相談から、ひとり親家庭にできる支援についての相談対応を行う。

2. 就労支援の充実

1) 母子家庭等自立支援給付金事業による就労支援の推進

就業支援策として資格取得による職業能力の向上への取組みを支援します。教育訓練を受講する際には、受講費用の一部を支給します。また、高等職業訓練では、養成期間で修業している期間のうち、一定の期間、給付金を支給し、生活の負担を軽減します。

【平成 25 年度実績】 教育訓練：2 名 高等職業訓練：7 名

2) 専門機関との連携による就労支援の推進

ハローワーク等と連携し、就労を支援している。特に支援を要する者については、生活保護受給者等就労自立支援事業の対象とし、担当ナビゲーターによる支援、就労意欲向上の取組み、職業能力の開発及び向上の支援などを行っている。

【平成 25 年度実績】 就労自立支援事業対象者：22 名

3. 相談機能等の充実

○ 相談・情報提供の充実

母子自立支援員による、ひとり親家庭の自立、生活の安定に必要な情報の提供や指導を行います。また、日常生活全般に関する相談を行い、生活における不安の払拭をし、安心して生活が送れる環境づくりにも取り組みます。

【事業を実施する上での課題】

- ・日常生活の支援に係る手続きに時間がかかる。
- ・技能習得のための支援額を上回る必要経費

(3) 労働者の就業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

【現状・背景】

- ・社会環境や経済状況の変化により、共働き世帯が増加し仕事と子育ての両立が難しい。
- ・子育てしながら働きにくい現状のため、就労継続を断念する女性が多い。
- ・父親の仕事重視のバランスにより、家庭生活での役割を果たすことや、子育てに関わるのが難しい。

【課題】

- ・職場におけるワーク・ライフ・バランスの理解・支援
- ・誰もが子育てしながら働けるような環境の整備
- ・男女がともに子育てするという意識啓発

【目指す姿】

仕事と子育て・家庭生活などを両立でき、性別を問わず誰もが働きやすい社会

◆目標数値

※第3次出雲市男女共同参画まちづくり行動計画より

項目	H25 年度末状況	H28 年度目標
職場において男女が平等であると感じている人の割合	31.8%	35 %
ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.0%	60 %
こころカンパニー市内企業数	51 社	60 社
ワーク・ライフ・バランス研修実施企業数	2 事業所	10 事業所

【対応】 (平成 25 年度実績)

1. 働きやすい職場づくり

経営者等にむけて、職場での男女間の格差をなくし、だれもが働きやすい職場づくりの整備等についての普及啓発を進め、従業員が安心して子育てができる「一般事業主行動計画」の策定や、「こころカンパニー」の認定について働きかける。

- 1) ワーク・ライフ・バランス出前講座 3回開催 参加者 44名

事業主へ向けて一般事業主行動計画策定の推進や社員のコミュニケーション講座の実施

- 2) 仕事と生活の調和トークセッション 1回開催 参加者 66名

事業主と従業員を対象としたワーク・ライフ・バランス啓発事業

- 3) 出雲市建設工事入札参加資格審査における優遇取扱いの実施

入札参加資格審査時において、一般事業主行動計画の策定やこころカンパニーを認定されている企業の場合、発注者別評価点の加点を実施（策定義務のない 100 人以下の企業 233 社のうち 41 社が策定）

2. 男性の育児・家事参加の推進

家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い男女がお互いに支えあう家庭づくりや、子育て支援、夫婦を対象とした学習機会の提供を行う。

- 1) プレパパ&ママ講座 2回開催 参加者計 102名
安心して出産育児を迎え、父親としての役割を学ぶ
- 2) パパのためのベビーマッサージ講座 7回開催 参加者計 235名
忙しいお父さんでも短時間であかちゃんとのコミュニケーション法を学ぶ
- 3) 父親クラブ活動事業 2回開催 参加者計 69名
子どもとの遊びを通して父親の役割や子どもとの関わり方を学ぶ・父親同士の仲間づくり

3. 働く女性のスキルアップ

女性が働くうえでの意識の持ち方や、エンパワメントにつながる学びを提供する。

- 1) ワーキングウィメンのためのスキルアップ講座 2回開催 参加者計 30名

【事業を実施するうえでの課題】

- ・事業実施による効果の測定が困難であり、検証することが難しい。
- ・企業にとってワーク・ライフ・バランスの推進が、企業の成長や業績に及ぼす効果を感じにくいため、取組の動機づけが弱く、企業内でのワーク・ライフ・バランスの理解が進みにくい。